平成２９年（フ）第２３１９号
札幌市西区二十四軒４条３丁目３番８号
キャッスル43―107号
債務者　山崎　由規
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３２３号
札幌市東区北21条東１丁目１番１号　マンションハッピー303、住民票上の住所札幌市北区北21条西２丁目１番３号　ベトサダ荘
債務者　西川　優斗
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１号
北海道留萌市大町２丁目３番地の１
債務者　湯田　克郁
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第６５号
山形県酒田市東泉町６丁目４番地の12　アネックス・グリーンⅡ　202号
債務者　青木　　雷
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第３０４号
群馬県伊勢崎市茂呂町１丁目408番地13
債務者　常味　政夫
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３０９号
群馬県前橋市上泉町1852―１　榎本ハイツ203号、住民票上の住所群馬県前橋市若宮町３丁目３番15号
債務者　平山　春美
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４３７号
静岡県駿東郡長泉町下土狩193番地の９　白扇荘11号
債務者　小田　　一
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４５２号
静岡県三島市清住町14番２号
債務者　志村　壽彦
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４６０号
静岡県沼津市本字千本1906番地の９
債務者　大江　晴美
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４７３号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地８―205
債務者　遠藤　哲也
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４８４号
静岡県御殿場市川島田477番地の６　エクセル・ユーアイ202、前住所神奈川県足柄下郡箱根町仙石原930番地の３　イエローハウス105
債務者　宮下　卓巳
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２７号
京都市右京区太秦組石町21番地　クレセント太秦109
債務者　奥田智恵子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５１号
京都市左京区岩倉長谷町622番地14
債務者　東山　尚弘
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８８１号
堺市美原区阿弥395番地４
債務者　中納　　忍
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０２７号
大阪府大阪狭山市東池尻５丁目1465番地の６
債務者　牧野　尚美
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０４０号
大阪府羽曳野市西浦６丁目３番８号
債務者　伊東　夕月
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０６０号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目１番７―207号
債務者　飯塚　　博
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係